

確認検査業務規程

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1条 適用範囲

第2条 用語の定義

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任（第3条—第6条）

第3条 確認検査の業務実施の基本方針

第4条 確認検査業務管理体制の運営、責任と権限

第5条 確認検査業務管理体制の見直し

第6条 確認検査の業務の組織体制

第2節 確認検査の業務の手順（第7条—第7条の3）

第7条 確認検査の業務の手順

第7条の2 建築基準関係規定の改正等に伴う措置

第7条の3 判断するための根拠資料及び対応方法

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理（第8条—第8条の6）

第8条 図書及び書類の持ち出しに係る報告

第8条の2 確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め

第8条の3 確認検査の業務に関する書類の保存期間

第8条の4 総括記録管理者の設置

第8条の5 記録管理者の設置

第8条の6 記録管理簿の調製

第4節 要員及びサービス（第9条—第12条）

第9条 確認検査員の選任

第10条 確認検査員の解任

第11条 確認検査員等の配置

第12条 確認検査員等の身分証の携帯

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般（第13条—第16条）

第13条 確認検査の業務を行う時間及び休日

第14条 事務所の所在地及びその業務区域

第15条 業務の範囲

第16条 確認検査の業務の処理期間

第2節 確認（第17条—第29条）

- 第17条 確認の申請、受付、引受及び契約
- 第18条 業務約款に盛り込むべき事項
- 第19条 確認の実施
- 第20条 消防長等の同意
- 第21条 保健所長等への通知
- 第22条 確認済証の交付等
- 第23条 特定行政庁への確認審査報告
- 第24条 確認の申請の取下げ
- 第25条 確認を受けた計画の変更の申請
- 第26条 軽微な変更の報告
- 第27条 建築主等の変更等
- 第27条の2 誤記の訂正
- 第28条 建築主等の変更等の報告
- 第29条 確認の記録

第3節 中間検査（第30条—第37条）

- 第30条 中間検査の申請の引受及び契約
- 第31条 業務約款に盛り込むべき事項
- 第32条 建築主事への通知
- 第33条 中間検査の実施
- 第34条 中間検査の結果
- 第35条 中間検査の申請の取下げ
- 第36条 特定行政庁への報告
- 第37条 中間検査の記録

第4節 完了検査（第38条—第45条）

- 第38条 完了検査の申請の引受及び契約
- 第39条 業務約款に盛り込むべき事項
- 第40条 建築主事への通知
- 第41条 完了検査の実施
- 第42条 完了検査の結果
- 第43条 完了検査の申請の取下げ
- 第44条 特定行政庁への報告
- 第45条 完了検査の記録

第5節 仮使用認定（第46条—第54条）

- 第 46 条 仮使用認定申請
- 第 47 条 仮使用認定申請の引受及び契約
- 第 48 条 業務約款に盛り込むべき事項
- 第 49 条 仮使用認定の実施
- 第 50 条 消防長等への照会
- 第 51 条 仮使用認定の結果
- 第 52 条 特定行政庁への仮使用認定報告書の提出
- 第 53 条 仮使用認定の申請の取下げ
- 第 54 条 仮使用認定の記録

第 4 章 確認検査手数料等（第 55 条—第 57 条）

- 第 55 条 確認検査手数料の設定
- 第 56 条 確認検査手数料の収納
- 第 57 条 確認検査手数料の返還

第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法（第 58 条—第 61 条）

- 第 58 条 苦情等の事務処理
- 第 59 条 内部監査
- 第 60 条 不適格案件の管理
- 第 61 条 再発防止措置

第 6 章 電子申請の実施に関し必要な事項（第 62 条—第 67 条）

- 第 62 条 電子申請による申請等
- 第 63 条 電子情報処理組織による業務の実施
- 第 64 条 電子署名及び電子証明書
- 第 65 条 確認検査の業務に関する電磁的記録の管理
に係る別の定め
- 第 66 条 電子情報管理者の設置
- 第 67 条 情報セキュリティ責任者の設置

第 7 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項（第 62 条—第 67 条）

- 第 68 条 秘密の保持
- 第 69 条 指定区分等の掲示
- 第 70 条 書類の備置及び閲覧
- 第 71 条 事前相談
- 第 72 条 電子情報処理組織に係る情報の保護
- 第 73 条 図書が円滑に引き渡しされるための措置

附則

確認検査業務規程 様式

- A-1 (第12条第2項関係) 確認検査員証
- A-2 (第12条第2項関係) 確認検査補助員証
- A-3 (第17条第5項・第30条第7項・第38条第7項関係) 引受承諾書兼手数料領収書
- A-4 (第20条第1項関係) 消防同意依頼書
- A-5 (第20条第2項関係) 消防関係通知書
- A-6 (第21条関係) 保健所関係通知書
- A-7 (第21条関係) 浄化槽関係通知書
参考様式(第21条関係) 浄化槽関係通知書(浄化槽設置調書)
- A-8 (第50条関係) 照会書
- A-9 (第51条関係) 仮使用認定の結果
- B-1 (第24条第1項・第35条第1項・第43条第1項・第53条1項関係) 取下げ届
- B-2 (第26条第1項関係) 軽微な変更説明書
- B-3 (第27条第1項関係) 名義等変更届
- B-4 (第27条第2項関係) 工事監理者選定(変更)届
- B-5 (第27条第2項関係) 工事施工者選定(変更)届
- B-6 (第27条第3項関係) 工事取りやめ届
- B-7 (第27条の2関係) 誤記訂正願

確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 確認検査補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び確認検査補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業
- (8) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。

- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を 確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

（確認検査の業務実施の基本方針）

- 第3条** センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。
- 2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等に関する基本方針（以下「確認検査業務実施基本方針」という。）を定め、職員に周知する。

（確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

- 第4条** 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。
- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。
- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
 - (2) 苦情等事務処理
 - (3) 内部監査

- (4) 不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知（以下「不適格通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）の管理
 - (5) 再発防止措置
 - (6) 秘密の保持
- 3 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

（確認検査業務管理体制の見直し）

第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

- 2 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

（確認検査の業務の組織体制）

第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建築物等の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。
- 3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
- 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。
- 5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

（確認検査の業務の手順）

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことが全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

（判断するための根拠資料及び対応方法）

第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料として、これに基づき審査するものとする。

- (1) 前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
 - (2) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理**（図書及び書類の持ち出しに係る報告）**

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、

これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等（法第87条の4第1項において準用する場合は設置者、第88条第1項において準用する場合は築造主及び建築主、設置者又は築造主から委任を受けた場合の申請者を含む、以下同じ。）との打ち合わせ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について確認検査業務記録等管理規則に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物、建築設備又は工作物に係る法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものは、当初の確認済証。）の交付の日から15年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

第8条の4 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名以上を置く。

(記録管理簿の調製)

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員の選任)

第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していたものを含む。以下同じ）を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を2名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

第10条 理事長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。

(2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。

(3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(確認検査員等の配置)

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて8名以上（草津本部に2名以上、大津事務所に2名以上、彦根事務所に2名以上、近江八幡事務所に2名以上）を配置する。

2 前項の職員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、建築基準法に基づく指定確認検査機関指定準則（平成19年4月29日付国住指発第1030号。以下「指定機関準則」という。）第2の規定により、必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 確認検査員の休暇その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、他の事務所の確認検査員が当該事務所において臨時に確認検査の業務を行うことができる。また、緊急の場合にあっては、他の事務所において確認検査の業務を行うことができ

る。

- 4 理事長は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、各事務所がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分を示す証明書は、確認検査員については確認検査員証（別記様式A-1）、確認検査補助員については確認検査補助員証（別記様式A-2）とする。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時45分から午後5時30分までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) センターが休暇として別に定める日

- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 確認検査の業務を行う事務所の所在地は、主たる事務所を草津本部として草津市南草津三丁目12番地6に置き、従たる事務所を大津事務所として大津市におの浜一丁目1番18号に、彦根事務所として彦根市大東町14番17号に、近江八幡事務所として近江八幡市桜宮町294番にそれぞれ置くものとする。なお、各事務所の業務区域は滋賀県の全域とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、法第6条の2に規定する建築物に係る確認、法第7条の4及び法第7条の2に規定する検査並びに法第7条の6に規定する仮使用認定とする。

2 前項において法第87条、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは同条第2項において準用する場合を含む。

3 前2項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

(1) 理事長又は確認検査業務管理責任者

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

(7) センターの役職員が代表者の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

4 センターは、法第77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

(1) センターの理事長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）

(2) センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）

(3) センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）がセンターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合

性判定機関

- (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (6) 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がセンターの総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (7) センターが総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (8) センターの総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - (10) センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関
- 5 第3項及び第4項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第3項及び第4項に掲げる者の一覧表を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 6 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第16条 センターは、申請建築物等の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第2節 確認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第1条の3、施行規則第2条の2又は施行規則第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知証の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2

通

ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第 1 項又は第 2 項及び法第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書 2 通

ハ 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2 通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。) 2 通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1 通

(4) センターが確認審査において必要があるとした図書及び書類等

2 センターは、前項の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。

(2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に違反して業務停止等の処分を受けていないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

(5) 第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当するものでないこと。

3 センターは、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。

4 第 2 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に引受承諾書(別記様式 A-3)を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める「確認検査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとす。

5 建築主等が、正当な理由なく、センターが別に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 2 項の引き受けを取り消すことができる。

6 センターは、第 2 項から前項までの規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 18 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込む。

(1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認検査の業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置を取らなければならない旨の規定
 - (3) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
 - (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

- 第 19 条** センターは、確認申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主等である建築物、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、建築確認の業務は行わない。
- (1) 当該確認検査員等
 - (2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - (3) 当該確認検査員等の親族
 - (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 3 確認検査員は、法第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づく確認審査等に関する指針（平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。）及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第 1 項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等

に説明等を求めることとする。

- 4 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第3条の8（施行規則第3条の10又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
 - (2) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。
- 5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。
- 6 確認検査補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

（消防長等の同意）

- 第20条** センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、消防同意依頼書（別記様式A-4）に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。
- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、申請の引受後、遅滞なく消防関係通知書（別記様式A-5）により行う。
 - 3 前2項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（保健所長等への通知）

- 第21条** センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、

申請の引受後、遅滞なく保健所関係通知書（別記様式A-6）により行う。ただし、し尿浄化槽については、滋賀県浄化槽取扱要綱の例に基づき市町長へ浄化槽関係通知書（別記様式A-7）により行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（確認済証の交付等）

第 22 条 センターは、建築主等に対し、第 19 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証（施行規則別記第 15 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては適合しない旨の通知書（施行規則別記第 15 号の 2 様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき（第 19 条第 4 項及び第 5 項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあつては適合するかどうかを決定できない旨の通知書（施行規則別記第 15 号の 3 様式）を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの 1 部を添えて行う。

（特定行政庁への確認審査報告）

第 23 条 センターは、前条第 1 項の規定に基づく確認済証又は通知書を建築主等に交付したときは、特定行政庁に施行規則別記第 16 号様式による法第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づく確認審査報告書をその交付の日から 7 日以内に提出する。

- 2 前項により確認済証を交付した場合は、施行規則別記第 16 号様式に次に掲げる書類を添える。

(1) 次のイからニに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニに定める図書

- イ 建築物 施行規則別記第 2 号様式の第四面、第五面及び第六面による書類並びに施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書
- ロ 建築設備 施行規則別記第 8 号様式の第二面による書類
- ハ 法第 88 条第 1 項に規定する工作物 施行規則別記第 10 号様式（政令第 138 条第 2 項第 1 号に掲げる工作物にあつては施行規則別記第 8 号様式（昇降機用）の第二面による書類
- ニ 法第 88 条第 2 項に規定する工作物 施行規則別記第 12 号様式による築造計画概要書

(2) 平成 19 年国土交通省告示第 885 号（以下「告示第 885 号」という。以下同じ。）第 1 の規定により、次に掲げる規定による確認のための審査の区分に応じそれぞれ当該イ

からハに定める様式

イ 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）

告示第885号別記第1号様式

ロ 法第87条の4において準用する法第6条の2第1項

告示第885号別記第2号様式

ハ 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条の2第1項

告示第885号別記第3号様式

(3) 適合性判定の結果を記載した通知書の写し

(4) その他センターが必要とした図書及び書類

(確認の申請の取下げ)

第24条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届（別記様式B-1）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第25条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更は除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。

(軽微な変更の報告)

第26条 建築主等は、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物等を施行規則第3条の2に規定する軽微な変更が生じた場合においてセンターにこれを報告するときは、軽微な変更説明書（別記様式B-2）に当該変更に係る部分の図面及び書類を添えて行うものとする。

2 前項の軽微な変更が報告されている場合において、その後の中間検査の申請又は完了検査の申請をする際には、施行規則別記第26号様式による中間検査申請書又は施行規則別記第19号様式による完了検査申請書に当該軽微な変更事項を記載するものとする。

(建築主等の変更等)

第27条 建築主等は、直前の確認又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等の名義等を変更する場合は、名義等変更届（別記様式B-3）を速やかにセンターに提出するものとする。

- 2 建築主等は、直前の確認をセンターから受けた建築物等で確認済証の交付を受けた際に、工事監理者又は工事施行者を定めておらず、その後その者を決定した場合又は確認済証の交付又は中間検査合格証を受けた後完了検査申請の日までに工事監理者又は工事施工者を変更した場合は速やかに工事監理者選定（変更）届（別記様式B-4）又は工事施工者選定（変更）届（別記様式B-5）をセンターに提出するものとする。
- 3 建築主等は、直前の確認をセンターから受けた建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記様式B-6）を速やかにセンターに提出するものとする。
- 4 前3項の規定については、特定行政庁が規則等で定めている場合にはこれによらないことができる。

（誤記の訂正）

第 27 条の 2 建築主等は、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物等で、その工事完了前に申請書の内容に誤記を認めた場合は、誤記訂正願（別記様式B-7）を速やかにセンターに提出するものとする。

（建築主等の変更等の報告）

第 28 条 センターは、第 27 条第 1 項から第 3 項までの届出及び前条による願い（特定行政庁に報告すべき項目がある場合に限る。）を受理した場合は、速やかに特定行政庁に当該届出書等の写しにより報告するものとする。

（確認の記録）

第 29 条 確認検査員等は、申請を引き受けた建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第 3 節 中間検査

（中間検査の申請の引受及び契約）

第 30 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 8 に規定に基づく中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第 38 条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合には、当該合格証の

写し

- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は第1項第1号に規定する図書の提出は要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は第1項第2号に規定する図書の提出は要しない。
- 4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反して業務停止等の処分を受けていないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地がないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）及び引受承諾書（別記様式A-3）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 7 建築主等が、正当な理由なく、センターが別に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引き受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、第4項から前項までの規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第31条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場等に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(建築主事への通知)

第32条 センターは、中間検査引受証を交付した場合は、引受を行った日から7日以内で、かつ当該検査の引受に係る工事が完了した日から4日が経過する日までに、建築主事に到達するように施行規則別記第30号様式による中間検査引受通知書により通知する。

(中間検査の実施)

第33条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から7日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合には、別に協議して定める日）に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る建築物等について、中間検査の業務を行わない。

3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることができる。

4 確認検査補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第34条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めるときにあっては中間検査合格証（施行規則別記第31号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第30号の2様式）を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第30条第1項に規定する書類の提出があったもの1部を添えて行う。

（中間検査の申請の取下げ）

第 35 条 建築主等は、建築主等の都合により、中検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記様式B-1）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

3 センターは、第 32 条の規定により建築主事に通知した後に第 1 項の取下げ届を受理した場合は、速やかにその旨をその写しにより建築主事に通知する。

（特定行政庁への報告）

第 36 条 センターは、第 34 条第 1 項による中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書を建築主等に交付したときは、その交付を行った日から 7 日以内に、中間検査結果報告書に次に掲げる書類を添えて特定行政庁に報告する。

(1) 施行規則別記第 26 号様式の第二面から第四面までによる書類

(2) 告示第 885 号第 3 の規定による別記第 7 号様式による書類

（中間検査の記録）

第 37 条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第 4 節 完了検査**（完了検査の申請の引受及び契約）**

第 38 条 建築主等は、施行規則第 4 条の規定に基づく完了検査申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行う。

(1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書

(2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合には、当該合格証の写し

2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は前項第 1 号に規定する図書の提出は要しない。

3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は第 1 項第 2 号に規定する図書の提出は要しない。

4 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者がセンターである場合においては、センターが保有する当該建築物の適合性判定通知書又はその写し、及び適合

性判定を受けた図書を施行規則第4条に規定する図書に代えることができる。

- 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反して業務停止等の懲戒処分等を受けていないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 6 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地がないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）及び引受承諾書（別記様式A-3）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、センターが別に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第5項の引き受けを取り消すことができる。
- 9 センターは、第5項から前項までの規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第39条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は建築工事場等に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

（建築主事への通知）

第 40 条 センターは、完了検査引受証を交付した場合は、引受を行った日から 7 日以内で、かつ当該検査の引受に係る工事が完了した日から 4 日以内に、建築主事に到達するように施行規則別記第 23 号様式による完了検査引受通知書により通知する。

（完了検査の実施）

第 41 条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明した上で、作動試験の実施等を求めることができる。
- 4 確認検査補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

（完了検査の結果）

第 42 条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては検査済証（施行規則別記第 24 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては検査済証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第 23 号の 2 様式）を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 38 条第 1 項に規定する書類の提出があつたもの 1 部を添えて行う。

（完了検査の申請の取下げ）

第 43 条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記様式 B-1）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があつたときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

- 3 センターは、第 40 条の規定により建築主事に通知した後に第 1 項の取下げ届を受理した場合は、速やかにその旨をその写しにより建築主事に通知する。

(特定行政庁への報告)

第 44 条 センターは、第 42 条第 1 項による検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書を建築主等に交付したときは、その交付を行った日から 7 日以内に、完了検査結果報告書に次に掲げる書類を添えて特定行政庁に報告する。

- (1) 施行規則別記第 19 号様式の第二面から第四面までによる書類
- (2) 告示第 885 号第 2 の規定により、次に掲げる区分に応じそれぞれ当該イからハに定める様式
 - イ 法第 7 条の 2 第 1 項
告示第 885 号別記第 4 号様式
 - ロ 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条の 2 第 1 項
告示第 885 号別記第 5 号様式
 - ハ 法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条の 2 第 1 項
告示第 885 号別記第 6 号様式

(完了検査の記録)

第 45 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第 5 節 仮使用認定

(仮使用認定申請)

第 46 条 建築主等は、仮使用認定の申請に際し、施行規則第 4 条の 16 第 2 項の規定による仮使用認定の申請書に次に掲げる書類を添えてセンターに提出する。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類
- (2) 施行規則第 4 条の 16 第 1 項の表 (い) 項及び (は) 項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成 27 年国土交通省告示第 247 号(以下「基準告示」という。) 第 2 に規定する図書及び書類
- (3) 令第 147 条の 2 に規定する建築物に係る仮使用をする場合は、(は) 項に掲げる図書に代えて施行規則第 11 条の 2 第 1 項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書

- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、センターが当該図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第47条 センターは、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引受ける。

- (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 第15条第3項の規定に該当するものでないこと。
- 2 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 第1項により申請を引受けた場合には、センターは、建築主等に引受承諾書（別記様式A-3）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築主等が、正当な理由なく、センターが別に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受けを取り消すことができる。
- 5 センターは、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第48条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
- (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(仮使用認定の実施)

- 第49条** センターは、仮使用認定の申請を引受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主等の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物、又は制限業種に係る業務を行う建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。
 - 3 確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
 - 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

- 第50条** センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、（別記様式A-8）に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。
- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

- 第51条** センターは、建築主等に対し、第49条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたとときにあっては仮使用認定通知書（施行規則別記第35号の3様式）を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあっては基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書（別記様式A-9）を、それぞれ交付する。
- 2 第1項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第46条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）

第 52 条 センターは、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の 4 様式により行う。

（仮使用認定の申請の取下げ）

第 53 条 建築主等は、建築主等の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（様式 B-1）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

（仮使用認定の記録）

第 54 条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第 4 章 確認検査手数料等**（確認検査手数料の設定）**

第 55 条 センターは、確認検査の業務の実施に係る手数料を確認検査手数料規程に定める。

2 手数料の増額又は減額を行なう場合には、改訂後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査手数料の収納）

第 56 条 建築主等は、確認検査手数料を現金又は銀行振り込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

2 前項の払い込みに要する費用は申請者の負担とする。

3 センターと建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができる。

4 センターは、類似する建築物等の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

（確認検査手数料の返還）

第 57 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合等確認検査手数料を返還すべき正当な理由がある場合には、建築主等に返還することができる。

第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 58 条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情等に適切に対処する。

- 2 センターは、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求及び損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前 2 項の苦情、審査請求及び損害賠償請求に対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 59 条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査責任者を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、監査責任者にセンターが別に定める内部監査規程に基づき内部監査を実施させる。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第 3 条第 2 項に規定する確認検査業務実施基本方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査責任者はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第 60 条 センターは、不適格案件が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

- 2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付した後、不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等、滋賀県知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して記録する。

(再発防止措置)

第 61 条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときは、不適格案件等の再発防止等のため、不適格案件発生等の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件等の影響に見合ったものとする。

- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
- (1) 不適格案件等の内容確認
 - (2) 不適格案件発生等の原因の特定
 - (3) 不適格案件等が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第 6 章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第 62 条 次に掲げる申請については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 17 条第 1 項の確認の申請
- (2) 第 30 条第 1 項の中間検査の申請
- (3) 第 38 条第 1 項の完了検査の申請
- (4) 第 46 条第 1 項の仮使用認定の申請
- (5) 第 26 条第 1 項の軽微な変更説明書による報告
- (6) 第 27 条各項に規定する届出書の提出
- (7) 第 27 条の 2 の誤記の訂正の提出
- (8) 第 24 条第 1 項の確認、第 35 条第 1 項の中間検査、第 43 条第 1 項の完了検査及び第 53 条第 1 項の仮使用認定の取下げ届の提出。

- 2 前項の申請を行うことのできる建築物は、次に掲げる建築物とする（一の申請において複数の建築物の申請を行う場合は、すべての建築物が以下のいずれかに該当する場合に限る。）。ただし、センターと協議した上で別途定めた場合は、この限りでない。

- (1) 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物

- (2) 法第6条第1項第3号(第68条の11第1項による型式部材等製造者の認証を受けたものに限る。)に掲げる建築物
- 3 第1項の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、次の事項に限り、あらかじめ建築主等と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。
- (1) 第17条第4項、第30条第6項、第38条7項及び第47条第3項の引受承諾書の交付
 - (2) 第30条第6項の中間検査引受証及び第38条第7項の完了検査引受証の交付
 - (3) 第22条第1項の施行規則別記第15号の2様式による通知書及び施行規則別記第15号の3様式による通知書の交付
 - (4) 第34条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
 - (5) 第42条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
 - (6) 第51条第1項の適合しないと認める旨の通知書の交付
 - (7) 第22条第2項、第34条第2項、第42条第2項及び第51条第2項における申請書の副本の添付
- 4 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第20条第1項の消防長等の同意を求める場合は、センターは、建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りでない。
- 5 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第20条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第50条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第21条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 6 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第17条第3項、第30条第5項、第38条第6項及び第47条第2項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 7 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第24条第1項、第35条第1項、第43条第1項及び第53条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第24条第2項、第35条第2項、第43条第2項及び第53条第2項に規定する返却に代えることができる。

- 8 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第4項、第5項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請データに氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。
- 9 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものを第3項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。
- 10 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。
- 11 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 12 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要な部数の提出があったものとみなす。
- 13 電子申請において申請図書等の一部を書面で提出する場合は、センターは申請者に対し申請前に識別番号を付与するとともに、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分を一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行う。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第63条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置についてNICEシステムによるWEB申請・電子申請マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第64条 第62条第9項に規定する電子証明書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号）第5条に規定する電子証明書とする。

- 2 センターは、電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。
- 3 センターは、第62条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第22条第1項による確認済証、第34条第1項の中間検査合格証、第42条第1項による完了検査証及び第51条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対

策を講じなければならない。

- 4 センターは、改正前の規定により電子署名が行われたタイムスタンプを付与して保存された電磁的記録について、アクセス制限及びアクセスログを保存し処分時と同じ状態を確保することにより、当該タイムスタンプの有効期限が切れた後はタイムスタンプの再付与を行わない。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

- 第 65 条 センターは、第 62 条第 1 項による電子申請を行わせる場合、第 8 条の 2 に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について情報システム運用管理規定に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

- 第 66 条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、情報管理者 4 名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

- 第 67 条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。

第 7 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(秘密の保持)

- 第 68 条 センターの役員及び職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(指定区分等の提示)

- 第 69 条 センターは、指定区分、業務区域のほか、指定機関省令第 27 条の規定に定める事項を、第 14 条による各事務所の公衆の見やすいように掲示する。

(書類の備置及び閲覧)

- 第 70 条 センターは、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、事務所ごとに閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。
- 2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。
 - 3 理事長は、前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検

査の業務を行う事務所における備え付けその他適当な方法により公開する。

(事前相談)

第71条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ちセンターに事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第72条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について情報システム運用管理規定に定める。

(図書が円滑に引き渡しされるための措置)

第73条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを滋賀県知事に報告すること。なお、紛失があった場合は滋賀県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等からの副本の借り受け、複写等）を講ずること。

2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引き渡しを行うことができるよう、予め必要な措置を講じる。

(附則)

この規程は、平成12年7月3日から施行する。

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年6月1日から施行する。
この規程は、平成22年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年1月23日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年7月1日から施行する。
この規程は、平成27年6月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月16日から施行する。
この規定は、令和2年10月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年1月1日から施行する。